

岩手大学情報基盤センター規則

平成26年4月1日 制定
令和2年9月24日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第6条の規定に基づき、岩手大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、岩手大学（以下「本学」という。）のキャンパス情報ネットワークを含む基盤的情報システムの運用管理を行うとともに、本学における教育、研究及び運営に係る業務を円滑に遂行するため、情報教育、情報技術の研究及び各部局等における情報化の支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 情報ネットワークの整備及び運用管理に関すること。
- 二 認証基盤システムの整備及び運用管理に関すること。
- 三 教育・研究用計算機システムの整備及び運用管理に関すること。
- 四 情報処理システム及びネットワークの研究・開発に関すること。
- 五 情報教育に関すること。
- 六 教材開発及びマルチメディア環境を活用した教育活動の支援に関すること。
- 七 遠隔教育環境の整備拡充及び遠隔教育活動の支援に関すること。
- 八 情報資産の管理に関すること。
- 九 事務用情報システムの技術支援及び運用管理に関すること。
- 十 本学の情報セキュリティに関すること。
- 十一 本学の情報化に係る企画立案の支援及び実施に関すること。
- 十二 本学の業務・システム最適化に関すること。
- 十三 事務効率化のための情報化支援に関すること。
- 十四 本学と地域、他大学等との情報通信技術を活用した連携、その利用及び技術支援に関すること。
- 十五 その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

- 第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。一 センター長
- 二 副センター長
 - 三 専任教員
 - 四 その他の職員（以下「センター職員」という。）

(センター長)

第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

- 2 センター長は、情報を担当する理事、副学長又は岩手大学の専任教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項の専任教授のうちから指名されたセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、教育研究システム担当と事務システム担当を置き、センター長の職を補佐する。

- 2 副センター長は、センターの専任教員又はセンター職員のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員は、センターの業務を処理する。

(センター職員)

第8条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(情報基盤センター会議)

第9条 センターの運営に関する事項を審議するため、情報基盤センター会議を置く。

2 情報基盤センター会議に関する規則は、別に定める。

3 センターの運営に関する事項のうち、部局等からの意見を聴取する必要がある場合は、岩手大学情報基盤委員会において審議する。

(庶務)

第10条 センターの庶務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。